

国立大学法人富山大学における無期労働契約転換の手続に関する細則

平成 29 年 6 月 27 日制定

令和 3 年 3 月 24 日改正

令和 6 年 8 月 6 日改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人富山大学職員任免規則第 8 条の 2、国立大学法人富山大学契約職員就業規則第 7 条の 2、国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則第 7 条の 2、国立大学法人富山大学外国人研究員就業規則第 6 条の 2 及び国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医就業規則第 7 条の 2 に規定する、国立大学法人富山大学に任期又は期間を定めて雇用される職員が行う期間の定めのない労働契約への転換（以下「無期労働契約転換」という。）の手続に関し、必要な事項を定める。

(申込手続)

第 2 条 無期労働契約転換を申込むことができる者が当該申込みをする場合は、原則として任期又は雇用期間が満了する日の 2 月前までに、無期労働契約転換申込書（別紙様式 1。ただし、任期の定めがある教育職員（附属学校の教育職員を除く。）並びに U R A 及び知財コーディネーター（国立大学法人富山大学 U R A 及び知財コーディネーターに関する要項に定める者をいう。）、研究員、研究支援員及び外国人研究員にあつては、別紙様式 2）を、所属長を通じ学長に提出しなければならない。

(申込受理の通知)

第 3 条 学長は、前条に規定する申込みがあつた場合には、申込者に無期労働契約転換申込受理通知書（別紙様式 3）を交付する。

附 則

この細則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 8 月 6 日から施行する。

無期労働契約転換申込書

提出日 年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

申込者所属 _____

申込者氏名 _____

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申込みをします。

無期労働契約転換申込書

提出日 年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

申込者所属 _____

申込者氏名 _____

私は、現在の有期労働契約の契約期間（任期）の末日までに通算契約期間が10年を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申込みをします。

無期労働契約転換申込み受理通知書

年 月 日

殿

国立大学法人富山大学長



貴殿から 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書については、
受理しましたので、通知します。